

公告 8 号  
平成30年2月22日

被 保 険 者 各 位

三菱重工健康保険組合  
理事長 柳井 秀朗

任意継続被保険者の標準報酬月額に係る件

健康保険法第47条2項に規定する平成30年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は、平成29年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を、標準報酬月額の上限とすることとなり、下記のとおりであるので公示します。 了

記

1. 標準報酬月額	440,000円
2. 標準報酬日額	14,670円
3. 適用年月日	平成30年4月1日～平成31年3月31日

以 上